

千葉市社会福祉法人等指導監査要綱

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条に規定する社会福祉事業を経営する社会福祉法人その他の者及び第 1 2 5 条による認定を受けた社会福祉連携推進法人（以下「社会福祉法人等」という。）に対して市長が行う指導監査に関する事務の取扱いは、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(指導監査の目的)

第 2 条 社会福祉法人等に対する指導監査は、社会福祉法人等の運営が関係法令等に照らし適正に実施されているか実態を確認し、必要な助言、指摘指導を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の範囲)

第 3 条 指導監査の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法第 5 6 条第 1 項（同法第 1 4 4 条において準用する場合を含む。）及び第 7 0 条に規定する報告の徴収等
- (2) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 5 第 1 項、第 3 4 条の 1 7 第 1 項、第 4 6 条第 1 項及び第 5 9 条第 1 項に規定する報告の徴収等
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 3 9 条第 1 項に規定する報告の徴収等
- (4) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 4 条第 1 項に規定する報告の徴収等
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年 1 1 月 7 日法律第 1 2 3 号）第 8 1 条第 1 項及び第 8 5 条第 1 項に規定する報告の徴収等
- (6) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する報告の徴収等
- (7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年六月十五日法律第七十七号）第 1 9 条第 1 項に規定する報告の徴収等

(指導監査事項)

第 4 条 指導監査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 組織運営の状況
- (2) 人事管理の状況
- (3) 財産管理の状況
- (4) 会計管理の状況
- (5) 施設等運営管理の状況
- (6) 利用者支援の状況
- (7) その他必要と認められる事項

(指導監査の類型)

第 5 条 指導監査の類型は一般監査及び特別監査とし、その内容は次の各号に定めるところによる。

(1) 一般監査 次条に規定する実施計画に基づいて行う指導監査をいう。

(2) 特別監査 必要に応じて、特定の社会福祉法人等に対し、特定の事項について行う指導監査をいう。

(実施計画)

第6条 指導監査の実施計画は、国の指導監査要綱に基づき、各指導指針等を受け、本市の社会福祉行政運営の方針を踏まえて、毎年度当初に策定するものとする。

2 実施計画の策定に当たっては、前年度の指導監査結果等を勘案して当該年度の指導監査重点事項を定め、指導監査の効果的な実施を図るものとする。

(実施通知)

第7条 市長は、指導監査を実施しようとするときは、当該監査の対象となる社会福祉法人等に対し、日時、職員の氏名その他必要な事項を事前に通知するものとする。

(指導監査の方法)

第8条 指導監査は、社会福祉法人等の事務所等において実地監査の方法により行うものとする。ただし、必要があるときは、書面監査又はそれ以外の方法により行うことができる。

2 指導監査は、原則として、2名以上の者により実施するものとする。

(指導監査の立会い)

第9条 指導監査は、原則として、社会福祉法人等の管理者、関係者の立会いを得て行うものとする。

(講評)

第10条 職員は、指導監査終了後、社会福祉法人等に対し、講評を行うものとする。

(復命)

第11条 職員は、帰庁後速やかに社会福祉法人等に確認を行った内容について報告するとともに、指摘指導事項、助言事項その他必要な事項について整理し、復命を行うものとする。

(結果通知)

第12条 市長は、指導監査の結果について、社会福祉法人等に対し、文書により通知するものとする。なお、通知に際しては、期限を付して文書による改善報告を要する指摘事項と次回の指導監査時に改善状況を確認する指導事項を併せて通知するものとする。

(公表)

第13条 前条に規定する指導監査の結果及び改善を要する事項の改善状況については、別に定めるところにより公表するものとする。

(監査指導室の所掌)

第14条 社会福祉法人等の指導監査は、保健福祉局保健福祉総務課監査指導室（以下「監査指導室」という。）が主体となって行う。

2 監査指導室は、指導監査に関する事項について、保健福祉総務課、保護課、地域福祉課、介護保険事業課、障害者自立支援課、障害福祉サービス課、精神保健福祉課、こども家庭支援課、幼保支援課、幼保運営課及び幼保指導課（以下「所管課」という。）と連絡調整を行うものとする。

3 第12条に規定する社会福祉法人等に対する文書による通知について、監査指導室長は、あらかじめ所管課長に通知するものとする。

(社会福祉法人等監査指導委員会)

第15条 社会福祉法人等の指導監査に関する重要事項について調査審議するため、別に定めるところにより、千葉市社会福祉法人等監査指導委員会を置く。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、社会福祉法人等の指導監査に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 千葉市社会福祉施設等指導監査要綱（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月20日から施行する。

2 千葉市無認可保育施設指導監督実施要綱（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。